

## 様式2

### 生産行程管理業務規程

平成 29 年 7 月 27 日

#### 1 作成者

住所（フリガナ）：（〒927-0433）イシカワケンホウス グンノトチョウアザ ウ シ ツ ラ アザ石川県鳳珠郡能都町字宇出津ヲ字1番地12  
能登町商工会内

名称（フリガナ）：ノト能登いしり・いしる セイサンシャキョウギカイ生産者協議会

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 船下 智香子

ウェブサイトのアドレス：<http://www.ishiri.jp/about/>

#### 2 農林水産物等の区分

区分名：第8類 調味料類

区分に属する農林水産物等：しょうゆ（魚醤油）

#### 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：いしり、いしる、よしる、Ishiri、Ishiru、Yoshiru

#### 4 明細書の変更

能登いしり・いしる生産者協議会（以下、「協議会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

#### 5 明細書適合性の確保のために必要な措置

「いしり」、「いしる」及び「よしる」（以下これらをまとめて「いしり」という。）

##### (1) 構成員への周知・指導等

協議会は、生産業者に対し「いしり」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

##### ア 生産業者の手順

生産業者は、明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守状況の記録を、年に1回、協議会へ提出する。

##### イ 協議会の手順

協議会は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことが疑われる場合には、現地調査を行い、遵守状況を確認する。

##### (2) 手順の妥当性を見直す機会

協議会は、上記（1）のア及びイの手順について、年1回以上その妥当性を検証する。

#### 6 明細書適合性の指導

協議会は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

#### 7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

協議会は、上記5(1)の周知の際に、地理的表示である「いしり」及びGIマーク(以下「地理的表示等」という。)の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された魚醤油にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- (2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「いしり」と併せて使用すること。
- (3) GIマークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

#### 8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

協議会は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、協議会は、当該生産業者の製造した魚醤油について、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

#### 9 重大な違反が判明した場合の報告

協議会は、上記6及び8に関して、「いしり」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

#### 10 資料の保存

協議会は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「いしり」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
  - ア その事実を裏付ける資料
  - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

#### 11 連絡先

